

令和5年度 東 彼 杵 町
国民健康保険事業特別会計予算概要

令和5年3月

東 彼 杵 町

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算概要

予算編成方針

持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を果たし、国民健康保険制度の安定化を図ることとされたところである。

長崎県は、長崎県国民健康保険運営方針の中で『標準的な保険料（税）の算定方式は3方式（所得割・均等割・平等割）とし保険料（税）の統一を目指す』としている。

令和5年度も保険料の統一は、様々な課題解決が必要であることから、それぞれの市町の医療費水準、所得水準をもとに納付金を算出し、統一保険料とはなっていない。

また、令和元年度より本町は、国民健康保険税の算定方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から3方式（所得割・均等割・平等割）へと変更した。さらに算定方式の変更により被保険者の急激な負担増とならないよう令和元年度から令和3年度までを移行期間とし、長崎県が示す標準保険料（税）率へ段階的に税率を引き上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の収入が減少する状況を鑑み、令和3年度、令和4年度と保険税率を据え置いてきた。

その間、被保険者一人当たり医療費は令和元年度から3年連続で減少、同時に保険税収納率は向上し、令和3年度は、15,337千円の基金積立を行うなどプラスの材料も見られたところである。

こうした状況を鑑み、依然として厳しい財政運営ではあるが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にある中、令和5年度においても税率設定据え置きを行うこととした。

東彼杵町国民健康保険事業特別会計では、さらに、長崎県及び県内市町と連携を図りながら医療費適正化対策・国保税収納率向上対策の強化、特定健康診査・特定保健指導の強化など、保険者努力指標に積極的に取り組み、健全運営に努める必要がある。

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算総額は、対前年度比 **2.22% (26,000千円) 減**の **1,145,000千円**を計上した。

被保険者の減及び保険税率据置きによる保険税収入の減により、**昨年度に引き続き国民健康保険財政調整基金繰入金**を **15,000千円**計上し、**被保険者の負担を軽減する予算編成を行った。**

歳入

1. 国民健康保険税

保険税については、県が示す標準保険料（税）を参考に設定することになっているが、令和4年度保険税率で必要額を算出し予算計上した。

保険税の予算総額は、対前年度比0.15%（279千円）増の182,719千円を計上。うち医療給付費分130,840千円、後期高齢者支援金分38,893千円、介護納付金分12,986千円をそれぞれ計上した。

医療給付費にかかる現年分保険税は一人当たり年額65,124円、後期高齢者支援金にかかる保険税は一人当たり年額19,790円、介護納付金にかかる保険税は一人当たり年額21,332円となっている。

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	節	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)
1 一般被保険者保険税	1 医療給付費	126,340	126,141	199
	2 後期高齢者支援金分	38,393	38,333	60
	3 介護納付金分	12,586	12,566	20
	4 医療給付費滞納繰越分	4,500	4,500	0
	5 後期高齢者支援金滞納繰越分	500	500	0
	6 介護納付金滞納繰越分	400	400	0
2 退職被保険者等保険税	1 医療給付費滞納繰越分	0	0	0
	2 後期高齢者支援金滞納繰越分	0	0	0
	3 介護納付金滞納繰越分	0	0	0
合計		182,719	182,440	279

2. 県支出金

県支出金総額は、856,398千円を計上し、内訳は、普通交付金として保険給付費に要する額834,713千円を計上した。特別交付金は、保険者努力支援制度交付金4,736千円、特別調整交付金（市町村分）12,687千円、特定健康診査等負担金4,262千円を計上した。

県支出金予算額

(単位：千円)

目	節	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)
1 保険給付費等交付金	1 普通交付金	834,713	866,183	△31,470
	2 特別交付金	21,685	17,076	4,609
合計		856,398	883,259	△26,861

3. 財産収入

財産運用収入は、基金額に対する現行利率で算出した利子額24千円を計上した。

4. 繰入金

一般会計からの繰入として、保険基盤安定負担金の保険料軽減分 39,629 千円、保険者支援分 21,011 千円、未就学児均等保険料分 611 千円、財政安定化支援分 16,114 千円、その他繰入金に出産育児一時金分、事務費分合計 6,517 千円を計上した。また財政調整基金繰入金として前年度同額の 15,000 千円を計上した。

財政安定化支援事業、出産育児一時金に対しては、地方交付税が措置され、保険基盤安定化負担金には、保険者支援分として国 1/2、県 1/4 負担分、保険料軽減分として県 3/4 の負担分が交付されるものである。

繰入金予算額

(単位：千円)

目	節	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)
1 一般会計 繰入金	1 保険基盤繰入金 (保険料軽減分)	39,629	40,092	△463
	2 保険基盤繰入金 (保険者支援分)	21,011	20,791	220
	3 未就学児均等割 保険料繰入金	611	0	611
	4 財政安定化支援 事業繰入金	16,114	15,996	118
	5 その他一般会計 繰入金	6,517	6,411	106
1 基金繰入金	1 国民健康保険財 政調整基金繰入金	15,000	15,000	0
合計		98,882	98,290	592

5. 繰越金

前年度収支見込み残 6,700 千円を計上した。

6. 諸収入

雑入については、第三者納付金、返納金等の見込み額を計上した。

歳出

1. 総務費

総務費総額は、対前年度比 17.58% (1,578 千円) 減の 7,397 千円を計上した。減額となった要因は、国民健康保険税等システム改修業務委託料 1,782 千円の皆減によるものである。

総務費の主なものは、電算処理システム運用手数料 720 千円、国保情報

集約システム手数料 380 千円、国保ネットワークシステム保守業務委託料 275 千円、医療費適正化特別対策事業 1,201 千円等である。

2. 保険給付費

(1) 医療給付費及び療養費

医療費の算出（推計）にあつては、令和4年度の一般被保険者等の実績によってその推移を見込み、総額で対前年度比 3.72%（27,689 千円）減の 716,855 千円を計上した。

このうち、審査支払手数料については、実績見込みに基づき 2,192 千円を計上した。

(2) 高額療養費

高額療養費については、令和4年度の一般被保険者等の実績によってその推移により算出し、対前年度比 3.11%（3,781 千円）減の 117,847 千円を計上した。

(3) その他の保険給付費

出産育児一時金に 4,200 千円、葬祭費に 600 千円を計上した。

保険給付費予算額

（単位：千円）

項	目	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)
1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費	708,531	735,359	△26,828
	2 退職被保険者等療養給付費	10	10	0
	3 一般被保険者療養費	6,112	6,907	△795
	4 退職被保険者等療養費	10	10	0
	5 審査支払手数料	2,192	2,258	△66
2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	117,627	121,408	△3,781
	2 退職被保険者等高額療養費	10	10	0
	3 一般被保険者高額介護合算療養費	200	200	0
	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	10	10	0
3 移送費	1 一般被保険者移送費	10	10	0
	2 退職被保険者等移送費	1	1	0
項	目	5年度予算額	4年度予算額	比較(4-3)
4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	4,203	4,203	0
5 葬祭諸費	1 葬祭費	600	600	0
6 傷病手当諸費	1 傷病手当金	108	184	△76
合計		839,624	871,170	△31,546

3. 国民健康保険事業費納付金

県に納める事業費納付金で、県より示された一般被保険者分納付金 **272,136** 千円を計上した。

国民健康保険事業費納付金予算額

(単位:千円)

項	目	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)
1 医療費給付分	1 一般被保険者医療費給付分	189,190	195,771	△6,581
	2 退職被保険者医療給付費分	0	0	0
2 後期高齢者支援金等分	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	62,098	52,239	9,859
	2 退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	0	0
3 介護納付金分	1 介護納付金分	20,848	16,487	4,361
合 計		272,136	264,497	7,639

4. 保健事業費

(1) 保健衛生普及費

5年以上無診療の家庭(ただし、保険税完納世帯)を対象に表彰する記念品代として **59** 千円計上した。その他、エイズ関係パンフレット印刷製本費 **108** 千円、保健事業支援システム負担金 **64** 千円、国保データベース(KDB)システム負担金 **69** 千円を計上した。

(2) 疾病予防費

被保険者の疾病予防を目的とした総合健診(人間ドック)補助金として **3,318** 千円(費用額の60%)、40歳を対象とした人間ドック補助金 **682** 千円(費用額の100%)を計上した。

総合健診(人間ドック)の補助額及び医療機関ごとの受診見込みは、次の表のとおりである。

総合健診（人間ドック）見込

（単位：円）

医療機関名	健診種別	人数	健診単価	費用額	補助額 (60%)
日赤長崎原爆諫早病院	基本健診	35	34,100	1,193,500	716,100
	基本+婦人がん	25	43,380	1,084,500	650,700
長崎川棚医療センター	基本健診	20	42,360	847,200	508,320
	特定健診項目+MRI	25	40,270	1,006,750	604,050
市立大村市民病院	基本健診	19	44,000	836,000	501,600
	基本+婦人がん	10	56,100	561,000	336,600
計		160		6,618,050	3,317,370

※令和5年度40歳到達の特定健診新規対象者に対して、健診の重要性を認識してもらうため人間ドック受診勧奨の助成額を計上した。

医療機関名	健診種別	人数	健診単価	費用額	補助額 (100%)
日赤長崎原爆諫早病院	基本健診	20	34,100	682,000	682,000

(3) 特定健康診査等事業費

医療制度改革により40歳から74歳までの被保険者に対して生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導が義務付けられた事業費については、対前年度比1.71%（311千円）減の17,859千円を計上した。

平成30年度より保険者努力支援制度が創設され保険者の機能を強化するため、保険者として予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対して交付金が交付される。

5. 基金積立金

財政調整基金より生じる利子24千円の積立金を計上した。

6. 公債費

医療費の増加に伴い資金不足が生じることも予想されるので、その資金を一時借り入れることとして利子166千円を計上した。

7. 諸支出金

保険税還付については、過年度過誤納還付金等として603千円を計上した。

8. 予備費

2,227千円を計上した。

